

議案第6号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年愛西市条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、労働者災害補償保険法による年金たる給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労働者災害補償保険法による年金たる給付に乗じる調整率が変更となることにより地方公務員災害補償法施行令が改正されることに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年愛西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。